

保育所・幼稚園預かり保育・放課後児童クラブの
利用を希望する保護者の皆様へ

『就労状況等報告書』の提出方法について

「保育所入所」、「幼稚園預かり保育利用」及び「放課後児童クラブ利用」の申請の際、それぞれの申請に「就労状況等報告書」の提出が必要となりますが、保護者や事業所の負担軽減を考慮し、該当となる家族の方1人につき1枚のみの提出で受付が可能です。

ただし、受付時に署名・押印をしていただく必要がありますので、印鑑を忘れずに持参ください。

(例) 就労している方が父と母の2人で、兄が『幼稚園預かり保育』、弟が『保育所』の利用の場合、
本来は「父の報告書2枚」、「母の報告書2枚」の合計4枚の就労状況等報告書の提出が必要。
⇒父1枚、母1枚の合計2枚の提出で受付可。

- ◎ 就労状況等報告書にすべての利用希望施設（保育所名、幼稚園名、放課後児童クラブ名）と、すべての対象児童名が記載されていれば1枚のみの提出で受付可能です。
- ◎ 各担当課で書類を審査・保管する必要があるため、受付時に写し（コピー）を作成いたします。
- ◎ 受付する職員が必要枚数を確認の上、写し（コピー）を作成いたしますので、コピーした就労状況等報告書の裏面の「原本と相違がない証明」欄に署名・押印をしていただきます。

【ご注意ください】

- ◎ 他の添付書類の不備等により、後日改めて申請が必要となった場合は、総合支所受付印を押印した「写しの就労状況等報告書」をお渡しいたします。
- ◎ 写しの就労状況等報告書は、受付印の日付から1ヶ月間のみ有効となります。
- ◎ 有効期限を過ぎた場合は、再度原本を作成・提出していただくこととなりますので、書類不備等がないよう準備をお願いいたします。



問い合わせ先

市民生活部子育て支援課保育サービス係（保育所）	TEL：0228-22-2360
教育部学校教育課学務係（幼稚園預かり保育）	TEL：0228-42-3512
教育部社会教育課生涯学習係（放課後児童クラブ）	TEL：0228-42-3514